

## 【健全化判断比率等に係る用語の解説】

<b>健全化判断比率</b>	<p>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。</p> <p>地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。</p> <p>健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。</p>
<b>標準財政規模</b>	<p>地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的一般財源（標準税収入額、普通地方交付税額、地方譲与税の計）の規模を示す数値です。</p> <p>平成16年度以降は、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれています。</p>
<b>臨時財政対策債</b>	<p>地方の財源不足を補うため、特例的に発行する地方債です。</p> <p>償還に要する費用は後年度の地方交付税算定における基準財政需要額に全額算入される地方債です。</p>
<b>一般会計等</b>	<p>地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、決算統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、決算統計で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはしません。</p>
<b>実質赤字</b>	<p>決算における歳入歳出の差引額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源（繰越明許費等に係る一般財源）を控除した額のことです。（実質収支で表される赤字額）</p>
<b>実質赤字比率</b>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。</p> <p>福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。</p>
<b>連結実質赤字比率</b>	<p>公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額や資金の不足額の標準財政規模に対する比率。</p> <p>全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。</p>
<b>実質公債費比率</b>	<p>一般会計等が負担する公債費に、簡易水道・農業集落排水・個別排水事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計等からの繰出金及び負担金などを加えた経費の標準財政規模に対する比率。</p> <p>借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示します。</p>

<b>将来負担比率</b>	<p>一般会計等の地方債現在高、簡易水道・農業集落排水・個別排水事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰入見込額、地方公社の負債額、全職員の退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。</p> <p>地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。</p>
<b>資金不足比率</b>	<p>地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。</p> <p>公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。</p>
<b>早期健全化基準</b>	地方公共団体が、財政收支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。
<b>財政再生基準</b>	地方公共団体が、財政收支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。
<b>経営健全化基準</b>	地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。